

# 貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視

## [資料]

資料 1	貸切バス事業関係の主な規定（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）抜粋）	1
資料 2	貸切バスの需給調整規制廃止に向けて必要となる環境整備方策等について	7
資料 3	新規許可事業者に対する指導に関する通知等	8
資料 4	貸切バス事業の営業区域に係る法令	9
資料 5	運転者の労働時間等に係る法令等	10
資料 6	運転者の健康管理等に係る法令等	11
資料 7	道路運送法等の違反行為に対する罰則及び行政処分等の例	12
資料 8	貸切バス事業者に対する監査及び行政処分等の実施状況	14
資料 9	ツアーバス事業者に対する指導通達	15
資料 10	道路運送法における運賃及び料金に係る規定	16
資料 11	旅行業者に対する指導通知	17
資料 12	法令違反への関与が疑われる旅行業者等の関係機関への通知	18
資料 13	自動車事故報告書に関する法令の規定	19
資料 14	貸切バス事業者及び運転者へのアンケート調査の概要	20

## 貸切バス事業関係の主な規定（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）抜粋）

## （目的）

第 1 条 この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

## （種類）

第 3 条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
- イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未滿の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- 二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

## （一般旅客自動車運送事業の許可）

第 4 条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- 2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

## （許可基準）

第 6 条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 三 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

## （一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第 9 条の二 一般貸切旅客自動車運送事業を営もうとする者（以下「一般貸切旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

## （運賃又は料金の割戻しの禁止）

第 10 条 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

## （運送約款）

第 11 条 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によって、これをしなければならない。
  - 一 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
  - 二 少なくとも運賃及び料金の收受並びに一般旅客自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

- 3 国土交通大臣が一般旅客自動車運送事業の種別に応じて標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、当該事業を経営する者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第1項の規定による認可を受けたものとみなす。

#### （事業計画の変更）

- 第15条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更（第3項、第4項及び次条第1項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 2 第6条の規定は、前項の認可について準用する。
  - 3 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
  - 4 一般旅客自動車運送事業者は、営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

#### （事業計画等に定める業務の確保）

- 第16条 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。
- 2 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

#### （禁止行為）

- 第20条 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

#### （輸送の安全性の向上）

- 第22条 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

#### （安全管理規程等）

- 第22条の二 一般旅客自動車運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。以下この条において同じ。）は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般旅客自動車運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。
    - 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
    - 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
    - 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
    - 四 安全統括管理者（一般旅客自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般旅客自動車運送事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項
  - 3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
  - 4 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。
  - 5 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通

省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 6 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。
- 7 国土交通大臣は、安全統括管理者がその職務を怠った場合であって、当該安全統括管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

#### (運行管理者)

- 第 23 条 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。
- 2 前項の運行管理者の業務の範囲及び運行管理者の選任に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
  - 3 一般旅客自動車運送事業者は、第一項の規定により運行管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。

#### (運行管理者資格者証)

- 第 23 条の二 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、運行管理者資格者証を交付する。
- 一 運行管理者試験に合格した者
  - 二 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務について国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者

#### (運行管理者試験)

- 第 23 条の四 運行管理者試験は、運行管理者の業務に関し必要な知識及び能力について国土交通大臣が行う。
- 2 運行管理者試験は、国土交通省令で定める実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。
  - 3 運行管理者試験の試験科目、受験手続その他試験の実施細目は、国土交通省令で定める。

#### (運行管理者等の義務)

- 第 23 条の五 運行管理者は、誠実にその業務を行わなければならない。
- 2 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者に対し、第 23 条第 2 項の国土交通省令で定める業務を行うため必要な権限を与えなければならない。
  - 3 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。事業者は、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。

#### (運転者の制限)

- 第 25 条 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

#### (輸送の安全等)

- 第 27 条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）の遂行に必要となる員数の運転者の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他の運行の管理、事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員（次項において「運転者等」という。）の適切な指導

監督、事業用自動車内における当該事業者の氏名又は名称の掲示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

2 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が、第 22 条の二第 1 項、第 4 項若しくは第 6 項、第 23 条第 1 項、第 23 条の五第 2 項若しくは第 3 項若しくは前項の規定又は安全管理規程を遵守していないため輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、運行管理者に対する必要な権限の付与、必要な員数の運転者の確保、施設又は運行の管理若しくは運転者等の指導監督の方法の改善、旅客に対する適切な情報の提供、当該安全管理規程の遵守その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員は、運行の安全の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

#### (事故の報告)

第 29 条 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

#### (国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第 29 条の二 国土交通大臣は、毎年度、第 27 条第 2 項の規定による命令に係る事項、前条の規定による届出に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

#### (一般旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第 29 条の三 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

#### (公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

第 30 条 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

2 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者等は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

4 国土交通大臣は、前三項に規定する行為があるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

#### (事業改善の命令)

第 31 条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画又は運行計画）を変更すること。

二 運賃等の上限を変更すること。

三 第 9 条の三第 1 項の運賃又は料金を変更すること。

四 運送約款を変更すること。

五 自動車その他の輸送施設を改善すること。

六 旅客の円滑な輸送を確保するための措置を講ずること。

七 旅客の運送に関し支払うことあるべき損害賠償のため保険契約を締結すること。

#### (名義の利用、事業の貸渡し等)

第 33 条 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。

2 一般旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

#### (事業の休止及び廃止)

第 38 条 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 一般旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

#### (許可の取消し等)

第 40 条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6 月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。
- 三 第 7 条第一号、第三号又は第四号に該当することとなったとき。

第 41 条 国土交通大臣は、前条の規定により事業用自動車の使用の停止又は事業の停止を命じたときは、当該事業用自動車の道路運送車両法 による自動車検査証を国土交通大臣に返納し、又は当該事業用自動車の同法 による自動車登録番号標及びその封印を取り外した上、その自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了したときは、前項の規定により返納を受けた自動車検査証又は同項の規定により領置した自動車登録番号標を返付しなければならない。

3 前項の規定により自動車登録番号標(次項に規定する自動車に係るものを除く。)の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該自動車に取り付け、国土交通大臣の封印の取付けを受けなければならない。

4 国土交通大臣は、第 1 項の規定による命令に係る自動車であつて、道路運送車両法第 16 条第 1 項の申請(同法第 15 条の二第 5 項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。)に基づき一時抹消登録をしたものについては、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでは、同法第 18 条の二第 1 項本文の登録識別情報を通知しないものとする。

#### (自動車運送の総合的発達のためにする措置)

第 93 条 国土交通大臣は、自動車運送の総合的な発達を図るために、自動車運送相互の調整を図るとともに、自動車運送に関する資金の融通のあつ旋、自動車運送の用に供する物資の確保及び自動車事故による損害賠償を保障する制度の確立に努めなければならない。

#### (報告、検査及び調査)

第 94 条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体に、国土交通省令で定める手続に従い、事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の所有若しくは

使用に関し、報告をさせることができる。

- 2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に、国土交通省令で定める手続に従い、試験事務に関し、報告をさせることができる。
- 3 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして自動車、自動車の所在する場所又は道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者若しくはこれらの者の組織する団体の事務所その他の事業場（道路運送事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の管理に係るものに限る。）に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。
- 4 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。
- 5 国土交通大臣は、自動車による輸送の実情の調査を行うため特に必要があると認めるときは、その職員をして、当該調査のため必要な限度において、道路を通行する自動車の運転者に対し一時当該自動車を停止することを求め、及び運転者又はその補助者に輸送の経路、貨物の種類その他の事項を質問させることができる。
- 6 前3項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 7 第3項から第5項までの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第七章 罰則（第96条～第105条） 略

### ○ 道路運送法施行令（昭和26年6月30日政令第250号）抄

#### （旅客自動車運送事業に関する権限の委任）

##### 第1条

2 一般乗合旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に関する法第二章及び第四章に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長に委任する。

- 一 法第8条第1項の規定による緊急調整地域の指定
- 二 法第11条第3項の規定による標準運送約款の制定及び公示
- 三 法第29条の二（法第43条第5項において準用する場合を含む。）の規定による情報の整理及び公表
- 四 一般乗合旅客自動車運送事業（当該事業に係る路線が地方路線であるもの及び不定路線事業を除く。）を経営する法人に係る合併の認可

3 法第29条の二（法第43条第5項において準用する場合を含む。）の規定による情報の整理及び公表は、地方運輸局長も行うことができる。

4 第1項及び第2項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（一の運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内に係るものに限る。）は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

- 一 法第15条第1項の規定による事業計画の変更の認可（路線の新設、営業区域の変更及び専用自動車道に関するものを除く。）又は同条第3項若しくは第4項に規定する事業計画の変更に係る届出（専用自動車道に関するものを除く。）の受理
- 二 法第15条の三第1項の規定による運行計画の設定又は法第15条の三第2項若しくは第3項の規定による運行計画の変更に係る届出の受理
- 三 法第23条第3項の規定による運行管理者の選任又は解任に係る届出の受理
- 四 法第38条第1項の規定による事業の休止に係る届出の受理
- 五 法第41条第1項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録番号標の領置
- 六 法第41条第2項の規定による自動車検査証及び自動車登録番号標の返付
- 七 特定旅客自動車運送事業に関する第一号、第三号及び前二号に掲げる権限に相当する権限
- 八 法第43条第8項の規定による届出（事業の休止に係るものに限る。）の受理

## 貸切バスの需給調整規制廃止に向けて必要となる環境整備方策等について

○ 「貸切バスの需給調整規制廃止に向けて必要となる環境整備方策等について」（平成10年6月2日運輸政策審議会自動車交通部会答申）（抜粋）

## I. 規制緩和の基本的考え方

## 2 需給調整規制廃止の趣旨

貸切バスは、多くの場合、旅行業者が利用者に代わり貸切バス事業者を選択しており、また一部では、利用者が直接選ぶ場合もある。いずれにせよ、利用に当たって事前に事業者を選択することが可能であり、市場における事業者の競争を通じて、良質、安価なサービスの提供を期待しうる事業分野であると考えられる。

従って、これまでも一定の枠内で、需給調整規制の弾力的運用により競争が進められてきたが、抜本的に事業活動の効率化、活性化を進め、利用者利便の向上を目指すためには、需給調整規制を廃止して、競争を促進することが適当である。

## II. 貸切バス事業の需給調整規制廃止に向けて必要となる環境整備方策等

## 3 競争の基本となる運賃については、届出により設定しうる届出制とする

貸切バスの運賃は、提供するサービス内容とともに競争の基本となるものであることから、その設定については出来る限り事業者の自主性が発揮されるようにすることが望ましい。

このため、運賃については、従来の地域毎の原価に基づく認可制から、事業者の個別の届出により運賃を設定できる届出制とすることが適当である。

ただ、その一方で、利用者が選択する上で分かり易いものであることも必要であり、また、事実上の独占状態等を背景にあまりにも高い運賃を設定すること、利用者間で不当に差別的な運賃を設定すること、さらに、競争他者の排除を目的として原価を大幅に割る運賃を設定することは、利用のしやすさや利用者間の公平、公正な競争を確保する上で問題を生じる可能性がある。このため、これらの問題が発生する場合には、発動の基準を明確にした上で、届け出た運賃については是正のために必要な指示をしうることにすることが適当である。

(注) 下線は、当省が付した。

## 新規許可事業者に対する指導に関する通知

- 「旅客自動車運送事業の新規許可事業者に対する許可取得時の指導の充実等について」の実施方法等について」（平成 18 年 3 月 10 日付け国自総第 552 号、国自旅第 265 号自動車交通局総務課安全対策室長、自動車交通局旅客課長通知）（抜粋）
2. 「新規事業者指導等通達」記 2. について
- (1) 平成 18 年 4 月 1 日以降に新規許可処分を行った事業者については、当該事業者の運輸開始届出時に、添付書類として自動車検査表（写）、任意保険証書（写）、その他の営業所（運賃料金表及び運送約款について公示した状況を含む）、自動車車庫、事業用自動車、休憩仮眠施設の事業計画等に定める運輸施設について写真を提出させ、新規許可申請時における事業計画等の確保状況を確認するものとする。
- (2) 上記 2. (1) の確認のほか、必要に応じ事業計画等の確保状況に係る現地調査を実施するものとする。
- (3) 上記 2. (1) 及び 2. (2) により、事業計画等の確保がなされていない等のおそれがある事業者にあつては、指導を行い改善を促すとともに、巡回監査を極力早期に実施するものとする。

(注) 下線は、当省が付した。

## 旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱い

- 「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」（平成 21 年 9 月 29 日付け国自安第 57 号、国自旅第 125 号、国自整第 51 号自動車交通局安全政策課長、自動車交通局旅客課長、自動車交通局技術安全部整備課長通知）（抜粋）
- (略)
1. 監査等の種類及び対象
- (1) 特別監査（略）
- (2) 巡回監査
- ① 事業用自動車の運転者が第一当事者と推定される死亡事故を引き起こした事業者
- ② 新規許可事業者又は営業区域拡大、譲渡譲受（営業区域拡大に係るものに限る。）若しくは増車の認可を受け、若しくは増車の届出を行った事業者
- ③ 「一般貸切旅客自動車運送事業の緊急輸送安全確保措置」（平成 12 年 1 月 28 日付け自旅第 14 号、自環第 14 号）記 2 (1) の報告の結果、法令違反の疑いがある一般貸切旅客自動車運送事業者
- ④ 早発、乗車拒否、交通事故の処理等について、利用者等からの苦情により、法令違反の疑いがある事業者
- ⑤ 過去 1 年間に一営業区域において計 1 0 0 日以上自動車の使用停止処分又は事業の停止処分を受けた事業者であつて、処分期間終了後に当該営業区域において増車を行った一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者 等（以下略）
- (注) 「旧細部取扱い」（平成 14 年 1 月 17 日付け国自総第 423 号、国自旅第 148 号、国自整第 146 号自動車交通局総務課安全対策室長、自動車交通局旅客課長、自動車交通局技術安全部整備課長通知）では、新規事業者に対する巡回監査の期限の目安について、概ね 6 月以内とされていたが、本細部取扱いでは期限の目安が削除された。国土交通省では、新規許可事業者に対しては、巡回監査を漏れなく早期に実施することとしている。

## 貸切バス事業の営業区域に係る法令

## ○ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（抜粋）

（禁止行為）

第 20 条 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

## ○ 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）（抜粋）

（営業区域）

第 5 条 法第 5 条第 1 項第 3 号の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位とするものとする

（注）下線は、当省が付した。

運転者の労働時間等に係る法令等

- **旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）（抜粋）**  
 第 21 条 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。  
 2～6（略）
- **旅客自動車運送事業運輸規則第 21 条第 1 項の規定に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成 13 年国土交通省告示第 1675 号）（抜粋）**  
旅客自動車運送事業者が運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準は、運転者の労働時間等の改善が過労運転の防止にも資することに鑑み、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号）とする。
- **自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第 7 号）（抜粋）**  
 第 5 条 使用者は、一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者並びに旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者であって、主として人を運送することを目的とする自動車の運転の業務に従事するもの（以下この条において「バス運転者等」という。）の拘束時間、休息期間及び運転時間については、次に定めるところによるものとする。
  - 一 拘束時間は、4 週間を平均し 1 週間当たり 65 時間を超えないものとする。ただし、（略）、労使協定があるときは、52 週間のうち 16 週間までは、4 週間を平均し 1 週間当たり 71.5 時間まで延長することができる。
  - 二 1 日についての拘束時間は、13 時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16 時間とすること。この場合において、1 日についての拘束時間が 15 時間を超える回数は、一週間について 2 回以内とすること。
  - 三 勤務終了後、継続 8 時間以上の休息期間を与えること。
  - 四 運転時間は、2 日を平均し 1 日当たり 9 時間、4 週間を平均し 1 週間当たり 40 時間を超えないものとする。ただし、（略）、労使協定があるときは、52 週間についての運転時間が 2080 時間を超えない範囲内において、52 週間のうち 16 週間までは、4 週間を平均し 1 週間当たり 44 時間まで延長することができる。
  - 五 連続運転時間は、4 時間を超えないものとする。

（注）下線は、当省が付した。

〔参考〕 改善基準告示における規定内容

区分	規定内容
①拘束時間	i) 1 週間当たり 65 時間以内（4 週間を平均した時間。労使協定により延長に合意した場合は、71.5 時間まで延長可能） ii) 1 日（始業時刻から起算して 24 時間をいう。以下同じ。）当たり 13 時間以内を基本とし、これを延長する場合も 16 時間が限度。また、15 時間を超える回数は、1 週間につき 2 回が限度
②休息期間	1 日の休息期間は継続 8 時間以上
③運転時間	i) 1 週間当たり 40 時間以内（4 週間を平均した時間。労使協定により延長に合意した場合は、44 時間まで延長可能） ii) 1 日 9 時間以内（2 日間を平均した時間） iii) 連続運転時間は 4 時間以内（運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に 30 分以上の休憩が必要）

（注）厚生労働省の資料による。

## 運転者の健康管理等に係る法令等

### ○ 旅客自動車運送事業運輸規則（抜粋）

（過労防止等）

第 21 条（略）

2～4（略）

5 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

6（略）

### ○ 旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号、自動車交通局総務課安全対策室長、自動車交通局旅客課長、自動車交通局技術安全部整備課長通知）（抜粋）

「健康状態の把握」とは、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 66 条第 1 項に基づく健康診断、同条第 4 項の指示を受けて行うべき健康診断、同条第 5 項ただし書きの場合において運転者が受診する健康診断を行うことをいう。

### ○ 旅客自動車運送事業運輸規則（抜粋）

（従業員に対する指導監督）

第 38 条（略）

2 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならない。

- 一 死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）第 5 条第 2 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした者
- 二 運転者として新たに雇い入れた者
- 三 高齢者（65 才以上の者をいう。）

3～8（略）

（注）下線は、当省が付した。

## 運転者の選任に係る制限に関する省令

### ○ 旅客自動車運送事業運輸規則（抜粋）

（運転者の選任）

第 36 条 旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。以下次条第 1 項及び第 2 項において同じ。）は、次の各号の一に該当する者を前条の運転者その他事業用自動車の運転者として選任してはならない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 2 月以内の期間を定めて使用される者
- 三 試みの使用期間中の者（14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
- 四 14 日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い、前貸しその他の方法による金銭の授受であつて実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。）を受ける者

2（略）

道路運送法等の違反行為に対する罰則及び行政処分等の例

主な違反行為	罰則	行政処分等	
		初違反	再違反
無許可経営（道路運送法第4条第1項）	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金（懲役と罰金の併科あり）	30日の事業の停止	許可の取消し
名義貸し、事業の貸渡し（道路運送法第33条第1項、第2項） ① 臨時・偶発的なものと認められるもの ② 反復・計画的なものと認められるもの	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金（懲役と罰金の併科あり）	30日×違反車両数 60日×違反車両数	90日×違反車両数 許可の取消し
運転者の制限違反（道路運送法第25条）	1年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金（懲役と罰金の併科あり）	80日車	240日車
無許可の事業の管理の受委託（道路運送法第35条第1項）	1年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金（懲役と罰金の併科あり）	60日車	180日車
輸送施設の使用停止違反（道路運送法第40条）	1年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金（懲役と罰金の併科あり）	該当なし	該当なし
運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反（道路運送法第9条の2第1項）	100万円以下の罰金	警告	20日車
事業計画の変更認可違反（道路運送法第15条第1項） ① 営業区域の設定変更、営業所の区域外設置、車庫と営業所の距離、車庫の収容能力不足 ② 営業所、車庫の区域内新設、移設等	100万円以下の罰金	20日車 10日車	60日車 30日車
事業計画の事前変更届出違反（道路運送法第15条第3項） 各営業所に配置する事業用自動車の数 ① 臨時・偶発的なものと認められるもの ② 反復・計画的なものと認められるもの	100万円以下の罰金	警告 10日車	20日車 30日車
営業区域外旅客運送（道路運送法第20条） ① 臨時・偶発的なものと認められるもの ② 反復・計画的なものと認められるもの	100万円以下の罰金	10日車 20日車	30日車 60日車
運行管理者の選任、要件違反（道路運送法第23条第1項） ① 運行管理者数の不足 ② 運行管理者選任なし	100万円以下の罰金	20日車 40日車	60日車 120日車

運行管理者の選任解任届出違反（道路運送法第23条第3項） ① 解任届に係るもの ② 選任届に係るもの ③ 虚偽の届出に係るもの	100万円以下の罰金	10日車 10日車 40日車	30日車 30日車 120日車
運賃料金、運送約款の掲示義務違反（道路運送法第12条第1項）	50万円以下の過料	警告	20日車
輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反（道路運送法第29条の3） ○ 一部不適切	50万円以下の過料	警告	20日車
苦情処理の記録、保存義務違反（運輸規則第3条第2項） ○ 記録なし5件以下	該当なし	警告	20日車
乗務時間等告示の遵守違反（運輸規則第21条第1項） ○ 各事項の未遵守計5件以下	該当なし	警告	20日車
健康状態の把握義務違反（運輸規則第21条第4項） ○ 把握不適切20%未満	該当なし	警告	20日車
点呼の記録義務違反（運輸規則第24条第3項） ○ 記録事項の不備率50%未満	該当なし	勧告	10日車
運行指示書による指示等の義務違反（運輸規則28条の2第1項） ○ 作成なし率全運行の20%未満	該当なし	警告	20日車
日雇い運転者等の選任禁止違反（運輸規則第36条第1項） ○ 選任5名以下	該当なし	警告	20日車
乗務員台帳の作成、備付け義務違反（運輸規則第37条第1項） ○ 作成なし率20%未満	該当なし	警告	20日車
指導監督告示による適性診断受診義務違反（運輸規則第38条第2項） ・ 初任運転者 ○ 未受診率50%未満 ・ 高齢運転者 ○ 未受診率50%未満	該当なし	警告 警告	20日車 20日車
整備管理者選任（解任）の未届出、虚偽届出（運輸規則第45条、道路運送車両法第52条） ○ 未提出	該当なし	10日車	30日車
運行管理規定の制定義務違反（運輸規則第48条の2第2項） ○ 不適切項目5件以下	該当なし	警告	20日車

(注) 1 行政処分等は、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準（処分基準）」による。

2 行政処分等には、①行政処分として、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分、事業の停止処分、許可の取消処分があり、②処分に至らないものとして、同じく、口頭注意、勧告、警告がある。

## 貸切バス事業者に対する監査及び行政処分等の実施状況

(単位：事業者、件、%)

年度	監査事業者数	行政処分等件数				合 計
		許可の取消	事業停止	車両の使用 停止	警告、勧告 等	
平 17	494 (100)	0	0	70	67	137 (27.7)
18	719 (100)	0	1	123	113	237 (33.0)
19	1,787 (100)	0	2	259	322	583 (32.6)
20	1,250 (100)	3	0	116	251	370 (29.6)
計	4,250 (100)	3 (0.1)	3 (0.1)	568 (13.4)	753 (17.7)	1,327 (31.2)

## ツアーバス事業者に対する指導通達

## ○「ツアーバス等の長距離運行を伴う貸切バスの安全確保等について」（平成 19 年 4 月 27 日付け国自総第 55 号、国自旅第 27 号自動車交通局総務課安全監査室長、自動車交通局旅客課長通知）

平成 19 年 2 月 18 日、大阪府吹田市において、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）が運行するバスによる死傷事故が発生した。今後、このような事故を引き起こすことがないように、貸切バスにおける適切な運行管理を確保する観点から、今般、下記のとおり長距離運行を伴う貸切バス事業の取扱いに関し考え方を示すので、さらなる指導・監督の充実を図られたい。

## 記

## 1. ツアーバスの取扱いについて

観光やスキーといった移動以外の目的を伴わない、2 地点間の移動のみを主たる目的とした、いわゆるツアーバスについては、これまで、平成 17 年 7 月 28 日付け事務連絡「ツアーバスに関する当面の対応方針について」及び平成 18 年 6 月 30 日付け事務連絡「ツアーバスに関する取扱いについて」において、適正な運営を図る観点から、法令違反の疑いのある事業者に対する速やかな監査の実施、事業運営の適正化が望ましい場合における高速バス等の乗合許可申請の指導、経路地の考え方と運送契約において満たされるべき要件、着地における休憩仮眠施設及び自動車車庫の確保等について、指導するよう徹底してきたところである。

今般の事故を契機に、貸切バス事業者に対する指導及び監査の強化を図るため、再度、上記事務連絡について周知徹底されたい。

## 2. 営業区域に関する考え方の明確化

貸切バス事業者は、道路運送法（昭和 26 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を禁止されているが、昨今、ツアーバス等の貸切バスの運行において、一部本来の営業区域を離れた乗車地へ配車を行っている事例が見受けられるところである。事業用自動車の営業区域の意義は、運行管理の拠点である営業所への帰属性を確保し、もって輸送の安全の確保及び適正な運行管理を確保することにあることから、発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送を行わないよう、十分指導されたい。（略）

## ○「貸切バスにおける交替運転者の座席の確保等の安全確保の徹底について」（平成 19 年 12 月 14 日付け国自安第 43 号、国自旅第 213 号自動車交通局安全政策課長、旅客課長通知）

（略）

貸切バスの運行において、安全の確保を図ることは最重要課題であり、この報告を踏まえ、下記事項について、貴協会傘下会員に対し周知徹底を図るとともに、本件については、別添のとおり、総合政策局観光事業課長から旅行業団体等あて通知されているので、旅行業界の関係団体とも連携して、貸切バスにおける安全確保の徹底を図られたい。

なお、本件については、各地方運輸局自動車交通部長・自動車技術安全部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対しても通達しているので、その旨了知されたい。

## 記

## 1. 交替運転者の休息のための座席の確保の徹底について（略）

## 2. 旅客の乗降時における安全の確保について

旅客バス運行時における旅客の乗降について、駐停車禁止場所でこれを行うことは、道路交通上の安全を確保する上で極めて危険であり、道路交通法第 44 条の違反となる。

このため、旅客に乗降を行わせるに当たっては、道路交通法第 44 条の規定を厳守すること。

道路運送法における運賃及び料金に係る規定

○ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第 9 条（略）

2～5（略）

6 国土交通大臣は、第 3 項若しくは第 4 項の運賃等又は前項の運賃若しくは料金が次の各号（第 3 項又は第 4 項の運賃等にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃等又は運賃若しくは料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 他の一般旅客自動車運送事業者（一般旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

（一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第 9 条の 2 一般貸切旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般貸切旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 前条第 6 項の規定は、前項の運賃及び料金について準用する。この場合において、同条第 6 項中「当該一般乗合旅客自動車運送事業者」とあるのは、「当該一般貸切旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。

（公衆の利便を阻害する行為の禁止等）

第 30 条（略）

2 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

3・4（略）

（許可の取消し等）

第 40 条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

第 98 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

一 第 9 条第 3 項若しくは第 5 項、第 9 条の 2 第 1 項若しくは第 9 条の 3 第 3 項の規定による届出をしないで、又はこれらの規定若しくは第 9 条第 4 項の規定により届け出た運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受した者

二～十九（略）

（注）下線は、当省が付した

旅行業者に対する指導通知

○ 「ツアーバス」に係る募集型企画旅行の適正化について（平成 18 年 6 月 30 日付け国総旅振第 101 号国土交通省総合政策局旅行振興課長通知）（抜粋）

ツアーバスに係る募集型企画旅行については、それが単なる 2 地点間の移動を目的としたものであったとしても、正規の貸切契約に基づき運行されている限り、企画・実施旅行業者に道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）上の問題は生じない。

しかしながら、企画・実施旅行業者が道路運送法第 4 条に基づき一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていない事業者との間で貸切契約を締結する、ツアーの発地又は着地のいずれにも営業区域を有しない一般貸切旅客自動車運送事業者との間で貸切契約を締結する、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に基づく「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成 13 年国土交通省告示第 1675 号）に違反するような長時間労働を強いる、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）で定められた最高速度を違反する速度での走行を強いる、等を行った場合には、旅行者の安全が脅かされるのみならず、道路運送法、労働基準法、道路交通法等の関係法令への違反行為の教唆、幫助となる可能性があることから、こうした行為は絶対に行わないこと。

○ ツアーバス等の長距離運行を伴う貸切バスの安全確保等について（平成 19 年 5 月 22 日付け国総観事第 38 号国土交通省総合政策局観光事業課長通知）（抜粋）

貸切バス事業者は、道路運送法（昭和 26 年法律第 138 号。以下「法」という）第 20 条の規定により、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を禁止されているが、昨今、ツアーバス等の貸切バスの運行において、一部本来の営業区域を離れた乗車地へ配車を行っている事例が見受けられるところです。事業用自動車の営業区域の意義は、運行管理の拠点である営業所への帰属性を確保し、もって輸送の安全の確保及び適正な運行管理を確保することにあることから、発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送を行わないことが求められています。

○ 貸切バスにおける交替運転者の座席の確保等の安全確保の徹底について（平成 19 年 12 月 14 日付け国総観事第 297 号国土交通省総合政策局観光事業課長通知）（抜粋）

貸切バスの交替運転者については、道路運送法に基づく旅客自動車運送事業運輸規則第 21 条第 4 項により、「長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」に配置することが義務付けられており、この場合には、交替運転者が車内において身体を伸ばして休息することのできる設備（リクライニングシートを含む。以下「休息設備」という。）の確保に努めることが貸切バス事業者に求められている。（一定の場合には、法令により、休息設備の確保が義務付けられている。）

このため、旅行の安全の確保を図るという旅行業法の目的に鑑み、長距離運転又は夜間の運行となる場合には、貸切バス事業者と十分に連絡調整の上、必要とされる休息設備の確保に支障をきたすことのないよう旅客の募集等に当たり配慮すること。

○ 一般貸切旅客自動車運送事業に係る乗務距離による交替運転者の配置の指針について（平成 20 年 6 月 27 日付け国総観事第 119 号国土交通省総合政策局観光事業課長通知）（抜粋）

勤務時間等基準告示で定められた 2 日を平均した 1 日当たりの運転時間の上限（9 時間）に相当する乗務距離の上限は、670 km とする（ただし、高速道路における乗務距離に、一般道路（高速道路以外の道路をいう。以下同じ。）における乗務距離を 2 倍（北海道のみにおいて乗務する場合は 1.7 倍）に換算したものを加算すること。）。

(注) 下線は、当省が付した。

## 法令違反への関与が疑われる旅行業者等の関係機関への通知

## ○ 「一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反への関与が疑われる旅行業者等の関係機関への通知について」(平成 20 年 9 月 29 日付け国自安第 71 号の 2、国自旅第 222 号の 2) (抜粋)

(略)

## 1. 関係機関に通知する事案

## (1) 通知の要件

関係機関に通知するものについては、1. (2) 通知の対象とする事案の①又は②のいずれかに該当し、かつ、当該違反に旅行業者等の関与が疑われる場合とする。

## (2) 通知の対象とする事案

① 貸切バス事業者が、自動車事故報告規則(昭和 26 年運輸省令第 104 号。以下「事故報告規則」という。)第 2 条(第 6 号を除く。)に規定する事故を引き起こした場合(当該事業者が当該事故の第一当事者と推定された場合に限る。以下本通達において「重大事故」という。)であって、貸切バス事業者から事故報告規則に基づく自動車事故報告書の提出があった際に当該重大事故の運行について、1. (3) の違反行為が認められた場合

② 貸切バス事業者に対し監査を実施した結果、1. (3) の違反行為に係る行政処分等を行った場合

## (3) 通知の対象となる違反行為

「旅客自動車運送事業運輸規則第 21 条第 1 項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成 13 年国土交通省告示第 1675 号)の違反(以下「改善基準告示違反」という。)又は旅客自動車運送事業運輸規則(昭和 31 年運輸省令第 44 号)第 38 条第 1 項の違反のうち道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 22 条に規定する事業用自動車の運転者の最高速度違反(以下「最高速度違反」という。)に係るものとする。

## (4) 旅行業者等の関与の具体的内容

1. (3) 通知の対象とする違反行為において、旅行業者等の関与が疑われる場合とは、運送申込書等により合理的な出発・到着時間の設定が認められず、結果として改善基準告示違反又は最高速度違反で運行を行った場合をいい、具体的には、以下の①又は②のいずれかに該当する場合をいう。

① 改善基準告示違反に係る合理的な出発・到着時間の設定が認められない場合とは、以下の事項のいずれかについて運送申込書等で改善基準告示違反を確認できた場合とする。

ア. 1 日の最大拘束時間

イ. 休息时间

ウ. 連続運転時間

② 最高速度違反に係る合理的な出発・到着時間の設定が認められない場合とは、発地から着地までの距離及びあらかじめ指定された出発・到着時間を厳守しようとする、必然的に最高速度違反をせざるを得ないような設定を運送申込書等で確認できた場合とする。

## 2. 報告及び通知

(1) 運輸支局(運輸監理部を含む。以下「運輸支局等」という。)及び地方運輸局(沖縄総合事務所を含む。以下「地方運輸局等」という。)は、下表により、担当・報告することとし、報告の際は、別紙 1 とともに報告の端緒となった証拠書類の写しを必ず添付すること。

なお、1. (2) ②の事案についての報告は、貸切バス事業者に対する行政処分等の決定後に行うものとする。

(2) 自動車交通局安全政策課は、地方運輸局等より 2. (1) の報告を受け、内容を確認のうえ総合政策局観光事業課へ通知を行うものとする。

なお、通知を受けた総合政策局観光事業課は、旅行業法施行規則(昭和 46 年運輸省令第 61 号)第 1 条の 2 各号に規定する旅行業に係る業務の範囲に応じ、第一種旅行業務を営む者については、当該旅行業者等を管轄する地方運輸局等の観光担当部署に、第二種旅行業務を営む者及び第三種旅行業務を営む者については、当該旅行業者等の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県へ通知する。

## 3. ～4. (略)

(注) 下線は、当省が付した。

## 自動車事故報告書に関する法令の規定

## ○ 道路運送法（抜粋）

(事故の報告)

第29条 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

## ○ 自動車事故報告規則（抜粋）

(定義)

第2条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- 一 自動車転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したもの
- 二 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- 三 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。）を生じたもの
- 四 10人以上の負傷者を生じたもの
- 五 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの（略）
- 六 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- 七 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの
- 八 酒気帯び運転（道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）、無免許運転（同法第64条の規定に違反する行為をいう。）、大型自動車等無資格運転（同法第85条第5項から第9項までの規定に違反する行為をいう。）、又は麻薬等運転（同法第117条の2第3号の罪に当たる行為をいう。）を伴うもの
- 九 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- 十 救護義務違反（道路交通法第117条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）があつたもの
- 十一 自動車の装置（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条各号に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの
- 十二 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）
- 十三 （略）
- 十四 （略）
- 十五 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

(報告書の提出)

第3条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第50条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者（以下「事業者等」という。）は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について前条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日（前条第10号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第15号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日）から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書（別記様式による。以下「報告書」という。）3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。）を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

2・3（略）

(注) 下線は、当省が付した。

## 貸切バス事業者及び運転者へのアンケート調査の概要

### 1 調査の目的

このアンケート調査は、「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視」の一環として、貸切バス事業者と契約先との運送契約の実態、運転者の勤務実態等について調査を行ったものである。

### 2 調査時期

#### (1) 貸切バス事業者調査

平成 21 年 3 月（平成 21 年 2 月 1 日現在の状況を回答）

#### (2) 貸切バス運転者調査

平成 21 年 4 月～5 月（平成 21 年 4 月 1 日現在の状況を回答）

### 3 調査対象

#### (1) 貸切バス事業者

平成 20 年 10 月 9 日現在、国土交通省の「運送事業者監査総合情報システム」に入力されている貸切バス事業者のうち、当省が実地調査を行った事業者、廃業及び住所不明の事業者を除いた 4,304 事業者

#### (2) 貸切バス運転者

以下の駐車場において、貸切バス内で待機していた運転者

① 東京 8 か所：皇居外苑営業用バス駐車場、憲政記念館国会参観バス駐車場、東京都庁大型バス専用駐車場、上野公園駐車場、台東区民会館駐車場、台東区今戸駐車場、東京タワー駐車場、日の出栈橋駐車場

② 大阪 1 か所：大阪城公園駐車場

③ 京都 2 か所：二条城駐車場、京都市清水坂観光駐車場

### 4 調査方法

#### (1) 貸切バス事業者

調査対象事業者に調査票を郵送し、調査対象事業者が調査票に自ら記入して当省に郵送した。

#### (2) 貸切バス運転者

駐車場で待機していた調査対象運転者に調査票を配布し、調査対象運転者が調査票に自ら記入して当省に郵送した。

### 5 配布枚数及び回答数

#### (1) 貸切バス事業者

配布事業者数 4,304 事業者

有効回答数 2,629 事業者 (61.1%)

#### (2) 貸切バス運転者

配布運転者数 500 人（東京 259 人、大阪 56 人、京都 185 人）

有効回答数 136 人 (27.2%)

## アンケート調査結果の概要

### I 貸切バス事業者編

- 需給調整規制が廃止される直前の平成 12 年 1 月までに免許を取得した事業者の割合は 49.7%、12 年 2 月以降に許可を取得した事業者の割合は 47.1%とほぼ半数ずつ。許可事業者は免許事業者と比較して旅客運送関連の兼業割合は低い。
- 貸切バス事業の売上高に占める契約先別の取引割合は、「旅行会社」が 29.7%、「自治体・学校関係」が 22.0%、「個人」が 20.4%などとなっており、「旅行会社」への依存度が最も高い。
- 貸切バス事業者の経営は、「黒字」が 14.0%、「ほぼ均衡」が 35.8%、「赤字」が 43.6%。貸切バス事業者の経営環境が悪化している原因として、事業者間の値下げ競争と契約先からの運賃・料金の値下げ要求があると回答。「旅行業者」との関係では、無回答を除く全体の 97%の事業者が届出運賃額を受領できていないと回答
- 約 40%の事業者が、運送契約内容に関し、契約先から安全性を度外視した無理な要求は「ない」とする一方で、同数に近い事業者が、無理な要求が「常にある」又は「時々ある」と回答
- 契約先からの運賃や契約内容に関する無理な要求が原因で事故・違反になったことがあるかとの問いについて、2,247 事業者 (85.5%) は「ない」としているが、158 事業者 (6.0%) は契約先からの無理な要求が事故・違反の原因になったと回答  
これら 158 事業者では、実際に収受している運賃・料金の水準について、労務管理や運行管理の維持・安全確保に「非常に影響がある」(72.8%)、「やや影響がある」(17.7%)と回答

### II 運転者編

- 87.6%の運転者が「正規雇用」されているが、貸切バス事業者は、人件費を削減するため、賃金の安い「嘱託雇用（定年退職者を引き続き雇用）」や「契約雇用（1年程度の有期の雇用契約を締結）」の採用を若年層と高齢層で拡大
- 貸切バス事業者による人件費削減の結果、運転者の労働環境が悪化し、長時間運転や連続勤務が発生している例あり。① 1 日当たりの拘束時間については、運転者の 60%近くが違反を経験、② 1 日当たりの休息期間については、運転者の 3 人に 1 人が日常的に違反、③ 1 日当たりの運転時間については、運転者の 78.0%が違反
- 違法又は不適切な勤務の頻度については、運転者の 64%が「常にある」又は「時々ある」と回答
- 90%近くの運転者が、運転中の「睡魔や居眠りの経験」があると回答。さらに、95.6%の運転者が、「ヒヤリ・ハット体験」の「経験がある」と回答
- 運転中の睡魔やヒヤリ・ハット体験の原因については、「運行スケジュールが厳しく疲労が蓄積」(61.2%)、「休日や休息の不足による過労運転」(59.7%)を挙げている。